

全国初!

「分煙ステッカー制度」5月31日スタート

～建物の分煙レベルに応じて認証ステッカーを交付～

県では、このたび、受動喫煙による健康被害を防ぎ、たばこの煙による害のない安全で快適な環境づくりをめざして、全国で初めての分煙施設認証制度、「分煙ステッカー制度」を創設しました。

この制度の概要は、次のとおりです。

●対象となる施設とは

県内の空間分煙を行っている学校、体育館、病院、劇場、観覧場、集会場、百貨店、事務所、官公庁施設、飲食店その他の多数の方が利用する施設です。

●窓口は各健康福祉センター

窓口では、分煙方法に関する相談、分煙レベル認証願の受付などを行っています。なお、県のホームページにも、分煙レベル認証願の様式や制度の概要を掲載しています。

●ステッカー交付までの手続き

①分煙レベルの認証願の提出
最寄りの健康福祉センターに郵送、ファックス、電子メールのい

ずれかの方法で、提出してください。
②健康福祉センターによる現地調査
センターの担当職員が、分煙対策の取組状況を確認させていただきます。

③現地調査結果通知

「分煙ステッカー交付」
現地調査の結果を文書でお送りします。所定の要件に該当していれば、併せて、分煙レベル適合証（「分煙ステッカー」といいます。）を送付いたします。

●積極的なご活用をお願いします

今後は、県下のより多くの公共施設や職場等で、この制度を活用され、分煙対策に取り組みられることを願っています。



●分煙レベル

分煙レベル		分煙対策の内容
レベル1	低い ↑ ↓ 高い	同一室内での喫煙場所設定で、換気扇、集煙装置のいずれかを設置する場合
レベル2		室内禁煙とし、喫煙場所を別室・廊下に設定する場合
レベル3		次の2つのいずれか ①喫煙場所を間仕切り等で区分し（又は喫煙室を設定し）、換気扇を設置する場合 ②室内禁煙とし、屋外に喫煙場所を設定する場合

イメージ図と現地調査項目一覧表を山口県のホームページに掲載しています。
（御要望があれば、各健康福祉センターからパンフレットをお送りします。）

●お問い合わせ先

詳しくは最寄りの健康福祉センター又は山口県健康増進課へお問い合わせください。

電話 083-933-2950

ホームページアドレス

<http://www.pref.yamaguchi.jp/>

「テマ別検索の「お知らせ」若しくは「医療・健康」、又は組織別検索の「健康増進課」のコーナーで閲覧できます。

【分煙ステッカー】



愛称は、福井県福井市の服部美由紀さんの作品で、マークは、静岡県静岡市の杉山浩さんの作品を補作したものです。